

令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和7年9月3日
福岡市人事委員会

本年の給与勧告のポイント

I 民間給与との較差等に基づく給与改定

～ 34年ぶり高水準の月例給引上げ ～

- ① 民間給与との較差（13,278円、3.41％）解消のため、月例給を引上げ
おおむね30歳台後半までに重点を置きつつ、幅広い世代で給料表を改定
- ② ボーナスの引上げ（0.05月分）
年間支給月数4.60月→4.65月
- ③ 平均年間給与（月例給＋ボーナス）は24万3千円（3.83％）の増加

II 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

- ① 配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を引上げ
- ② 定年前再任用短時間勤務職員等に対し、住居手当を支給

I 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（1,000事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	200事業所（1,000事業所の中から無作為に抽出） 調査完了率86.4％ ＜171事業所の調査完了/198事業所（※）＞ ※200事業所のうち2事業所は50人未満であること等が判明したため除外

2 市職員と民間従業員の給与比較

人事院における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直した。

(1) 月例給

市職員給与と民間給与の令和7年4月分の支給額を調査し、比較した結果、市職員給与が民間給与を13,278円（3.41％）下回っていた。

（参考）人事院勧告

民間給与 (事務・技術関係職種)	市職員給与 (行政職)	較差	較差 (全国の民間と国の職員)
402,457円	※ ¹ 389,179円	※ ² 13,278円(3.41%)	15,014円(3.62%)
(参考) 令和6年の給与較差		10,400円(2.74%)	11,183円(2.76%)

※¹ 行政職給料表適用職員で平均年齢38.9歳、平均勤続年数15.3年

※² 給料12,071円、はね返し分（給料の改定に伴う諸手当額の増加分）1,207円、合計13,278円
比較対象企業規模を50人以上のままとした場合の較差は、10,866円（2.79％）

(2) ボーナス（賞与等の特別給）

直近の1年間（令和6年8月～7年7月）の市内民間の支給実績を調査し、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と比較した。

その結果、市職員の年間支給月数（4.60月）が、民間の年間支給割合（4.65月分）を下回っていた。

（参考）人事院勧告

民間の支給割合	市職員の支給月数	民間の支給割合	国家公務員の支給月数
※ 4.65月	4.60月	4.65月	4.60月

※ 比較対象企業規模を50人以上のままとした場合の民間の支給割合は、4.63月

3 給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

(1) 月例給

令和7年4月時点で、市職員給与が民間給与を13,278円（3.41%）下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当

(2) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

市内民間の年間支給割合の状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.025月分、計0.05月分引き上げることが適当

4 勧告内容

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

(1) 給料表

区 分	内 容
a 行政職給料表	おおむね30歳台後半までに重点を置きつつ、幅広い世代で給料表を改定
b 医療職給料表 及び 消防職給料表	行政職給料表の改定との均衡を基本として改定
c 教育職給料表	他の地方公共団体（福岡県など）の状況を考慮した改定
d 特定任期付職員給料表	国に準拠した改定

(2) 初任給調整手当

人事院勧告の趣旨を考慮し、福岡市内に勤務する国家公務員に対する当該手当の支給額の改定があった場合には、当該改定に準拠した改定を行うこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当の支給月数

区 分	内 容
① ②及び③以外の職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分）引上げ（年間4.60月→4.65月）
② 定年前再任用短時間勤務職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分）引上げ（年間2.40月→2.45月）
③ 特定任期付職員	期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025月分（計0.05月分）引上げ（年間3.65月→3.70月）

（一般の職員の場合の支給月数）

（参考）人事院勧告

		6月期	12月期	年間計	年間計
令和7年度	期末手当	1.25月（支給済み）	1.275月（現行1.25月）	2.525月	2.525月
	勤勉手当	1.05月（支給済み）	1.075月（現行1.05月）	2.125月	2.125月
令和8年度以降	期末手当	1.2625 月	1.2625 月	2.525月	2.525月
	勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月	2.125月	2.125月

(4) 改定の実施時期

区分	実施時期
(1) 給料表 ※cを除く (2) 初任給調整手当	令和7年4月1日（さかのぼって改定）
(3) 期末手当及び勤勉手当の支給月数	令和7年12月期分は、令和7年12月1日 令和8年度以降分は、令和8年4月1日

Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

1 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

次のとおり措置するとともに、国及び他の地方公共団体の動向並びに本市の実情を勘案し、引き続き給与制度のアップデートを図っていく必要がある。

2 勧告内容

(1) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当月額を1人につき13,000円まで段階的に引き上げること。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
扶養親族	課長級以下	6,500 円	3,000 円	（支給しない）
	部長級	3,500 円	（支給しない）	（支給しない）
子		11,500 円	12,300 円	13,000 円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等の手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当を支給すること。

(3) 改定の実施時期

区分	実施時期
(1) 扶養手当	令和8年4月1日から段階的に実施
(2) 定年前再任用短時間勤務職員等の手当	令和8年4月1日

Ⅲ その他の報告事項

(1) 通勤手当

国及び他の地方公共団体の動向並びに本市の実情を踏まえ、通勤手当の改定について検討する必要がある。

(2) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

業務の合理化や効率化の促進に取り組んだ上で、適切な職員配置など業務執行体制の整備に努めること等が必要

イ メンタルヘルス対策について

職員の年代等に応じた効果的な取組をきめ細かに行っていくこと等が必要

ウ ハラスメントの防止について

ハラスメント事案を踏まえ、研修内容の充実や事前・事後における対応策を講じていくこと等が必要

エ 誰もが働きやすい職場づくりについて

育児休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくこと等が必要

(3) コンプライアンスの推進について

市民の信頼を確保するために、職員全体のコンプライアンス向上に手を尽くしていくことが必要である。

参考資料

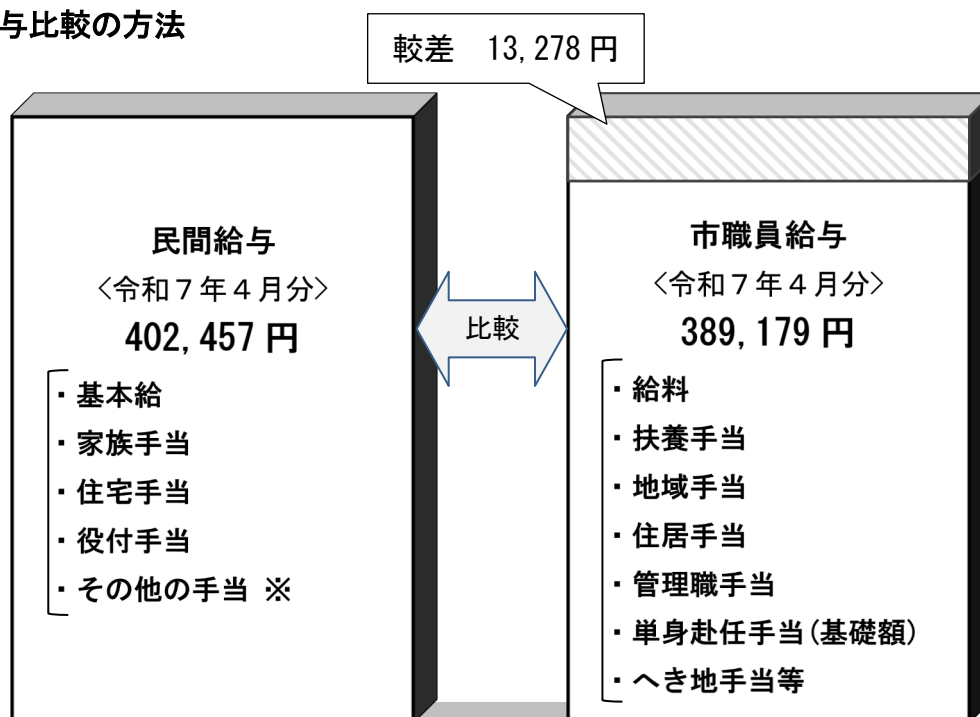
(1) 民間との給与較差の推移と期末手当及び勤勉手当の推移

	民間との給与較差 (月額)				期末手当及び勤勉手当 (年間支給月数)	
	福岡市		国		福岡市	国
令和3年	▲0.04 %	※ ¹ ▲134円	▲0.00 %	※ ¹ ▲19円	4.30月	4.30月
令和4年	0.11 %	436円	0.23 %	921円	4.40月	4.40月
令和5年	0.84 %	3,188円	0.96 %	3,869円	4.50月	4.50月
令和6年	2.74 %	10,400円	2.76 %	11,183円	4.60月	4.60月
令和7年	3.41 %	※ ² 13,278円	3.62 %	15,014円	※ ² 4.65月	4.65月

※1 民間との給与較差（月額）が、極めて小さい額であったことから、この較差を解消するための給与勧告はなし（令和3年（福岡市・国））

※2 福岡市における引上げ勧告は、月例給、特別給（期末手当及び勤勉手当）ともに、令和4年から4年連続

(2) 給与比較の方法



※通勤手当、時間外手当を除く。

(3) 給与勧告に伴う職員（行政職）の平均年間給与（月例給＋ボーナス）〔試算〕

勧告前	勧告後	増減額
635万1千円	659万4千円	24万3千円 (3.83%)

※行政職給料表適用職員（7,077人、平均年齢38.9歳）の「平均給与月額」を基に作成